

府中市桜が丘団地モデル住宅建築補助金交付要綱

府中市桜が丘団地モデル住宅建設補助金交付要綱（平成24年府中市告示第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、府中市桜が丘団地（以下「団地」という。）の販売促進と街並み・住環境整備を推進するため、団地内にモデル住宅を建築する事業者（以下「事業者」という。）に対し、市長が予算の範囲内において交付する府中市桜が丘団地モデル住宅建築補助金（以下「補助金」という。）について、府中市補助金交付規則（昭和57年府中市規則第16号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら居住の用に供する住宅をいう。
- (2) 建築 団地内に住宅を新築することをいう。
- (3) 販売用地 府中市土地開発公社（以下「公社」という。）が販売する団地内の土地をいう。
- (4) モデル住宅 団地内に建築し、一定期間見学の用に供する住宅をいう。
- (5) フラット35S 独立行政法人住宅金融支援機構及び民間金融機関が提携して提供する長期固定住宅ローンの制度をいう。

（補助金交付の条件）

第3条 補助金交付の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) フラット35S（金利Aプラン又は金利Bプランのいずれも可とする。）の適合証明書の交付を受ける住宅であること。
- (2) モデル住宅は、平成27年10月1日以降に購入した販売用地に建築すること。
- (3) モデル住宅は、販売用地を購入するための売買契約を締結し、当該売買契約を締結した日後1年以内に完成すること。
- (4) モデル住宅完成後6か月間、モデル住宅として見学できること。
- (5) 府中市が行う住宅イベントに参加すること。
- (6) 事業者の休業日以外の日、顧客の見学要望に対応すること。
- (7) 補助金の交付対象となるモデル住宅について、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を使用した告知を1回以上実施すること。

(モデル住宅建築区域)

第4条 モデル住宅を建築できる区域は、団地内で公社が指定した区域とする。

(補助金の交付対象事業者)

第5条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可を受けた者
- (2) 市町村民税及び税外支払金の滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でない事業者であつて、かつ、その代表者及び役員が同条第6号に規定する暴力団員でないもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、モデル住宅1棟につき300万円とする。

(補助金の認定申請等)

第7条 補助金の認定を受けようとする事業者（以下「認定申請者」という。）は、府中市桜が丘団地モデル住宅建築補助金認定申請書（別記様式第1号）に建設業法第3条第1項に規定する許可証の写し及び誓約書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 隣接する区画を統合して1戸のモデル住宅を建築する場合は、当該隣接地も含め1区画とみなす。
- 3 市長は、第1項に規定する認定申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、府中市桜が丘団地モデル住宅建築補助金認定通知書（別記様式第2号）により認定申請者に通知するものとする。
- 4 補助金の認定は、当該認定申請の先着順とし、辞退者があつた場合は、市長は、次順位者を繰り上げて認定することができる。

(補助金の交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「交付申請者」という。）は、府中市桜が丘団地モデル住宅建築補助金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) フラット35設計検査申請書（適新工第1号書式）の写し等
- (2) モデル住宅の建築図面
- (3) 見学期間及び方法を示す書類
- (4) 見学告知の回数及び方法を示す書類
- (5) 市町村民税の完納証明書
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、府中市桜が丘団地モデル住宅建築補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により交付申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（完了報告）

第9条 前条の交付決定通知書を受けた事業者（以下「補助決定者」という。）は、補助金交付の対象となるモデル住宅建築工事の完了後速やかに、府中市桜が丘団地モデル住宅建築完了報告書（別記様式第5号。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し
- (2) フラット35S適合証明書の写し
- (3) モデル住宅の写真（内観及び外観が確認できるもの）
- (4) モデル住宅の見学期間及び方法を示す書類（変更がある場合に限る。）
- (5) 見学告知の回数及び方法を示す書類（変更がある場合に限る。）
- (6) 住宅建築工事契約書（モデル住宅に関する合意事項が明記されたもの）の写し（補助決定者と土地の所有者が異なる場合に限る。）
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の請求）

第10条 補助決定者は、完了報告書の提出後、府中市桜が丘団地モデル住宅建築補助金請求書（別記様式第6号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該補助決定者に補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は、モデル住宅1棟につき1回限りとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 補助決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、返還金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の趣旨に照らし、市長が不相当と認めたとき。

(報告)

第12条 補助決定者は、モデル住宅の見学期間終了後、告知等の実績を市長に報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるときは、補助決定者に対し、建築に関する報告を求めることができる。

(他の補助金との調整)

第13条 この要綱による補助金交付の対象となるモデル住宅を購入する者は、当該モデル住宅に係る補助決定者がこの要綱に基づく補助金の交付を受けた場合は、府中市転入促進補助金交付要綱（平成24年府中市告示第43号）及び府中市子育て支援補助金交付要綱（平成24年府中市告示第42号）に基づく補助金の交付を受けることができないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年度の補助金交付申請から適用する。

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者
(所在地)
(名 称)
(代表者氏名)

印

府中市桜が丘団地モデル住宅建築補助金交付申請書

府中市桜が丘団地モデル住宅建築補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 建築場所 府中市桜が丘 丁目 番
- 2 交付申請額 金 円
- 3 建築期間 着工 年 月 日
完成 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) フラット35設計検査申請書（適新工第1号書式）の写し等
 - (2) モデル住宅の建築図面
 - (3) 見学期間及び方法を示す書類
 - (4) 見学告知の回数及び方法を示す書類
 - (5) 市町村民税の完納証明書
 - (6) その他市長が特に必要と認める書類

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者
(所在地)
(名 称)
(代表者氏名)

印

府中市桜が丘団地モデル住宅建築完了報告書

府中市桜が丘団地モデル住宅建築補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 建築場所 府中市桜が丘 丁目 番

2 交付申請額 金 円

3 建築期間 着工 年 月 日
完成 年 月 日

4 添付書類

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により交付された検査済証の写し
- (2) フラット35S適合証明書の写し
- (3) モデル住宅の写真（内観及び外観が確認できるもの）
- (4) モデル住宅の見学期間及び方法を示す書類（変更がある場合に限る。）
- (5) 見学告知の回数及び方法を示す書類（変更がある場合に限る。）
- (6) 住宅建築工事契約書（モデル住宅に関する合意事項が明記されたもの）の写し（補助決定者と土地の所有者が異なる場合に限る。）
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

5 所有者の住所及び氏名（補助決定者と土地の所有者が異なる場合に限る。）

6 誓約事項（補助決定者と土地の所有者が異なる場合に限る。）
本事業の趣旨について、土地の所有者との合意ができています。

補助金請求書

年 月 日付指令府監第 号により交付決定を受けた府中市
桜が丘団地モデル住宅建築補助金として、次のとおり請求します。

件 名 府中市桜が丘団地モデル住宅建築補助金

事業実績 (1) 建築場所 府中市桜が丘 丁目 番

(2) 建築期間 着工 年 月 日

完成 年 月 日

請求金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

府 中 市 長 様

(所在地)

(名 称)

(代表者氏名)

印

振込先

振込先 金融機関名	銀行 農協・労働金庫 信用組合	店 支店
口座番号	当座・普通	
フリガナ		
口座名義		

【法人用】

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

誓 約 書

は、次の事項について誓約します。

- 1 税外支払金の滞納はありません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でない事業者であって、かつ、その代表者及び役員が同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、又は本物件を第三者に貸しません。
- 4 府中市桜が丘団地モデル住宅建築補助金交付要綱第11条の規定に該当し、補助金の返還を命じられたときは、これに従います。